

令和2(2020)年度



西宮市家庭用燃料電池・蓄電池 導入促進補助事業

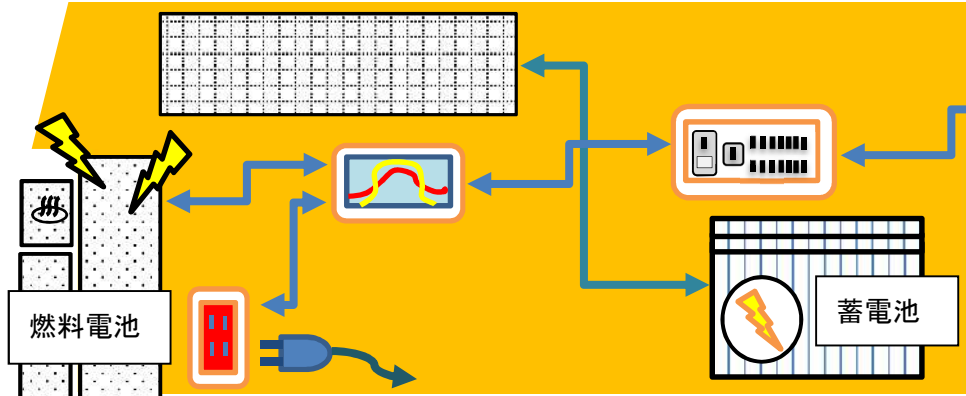
西宮市は、市域の温室効果ガス削減と気候変動への適応のために、エネファームや蓄電池を導入した個人に対して補助を行います。

対象機器

いずれも、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に
導入されたものに限りです。

- 家庭用燃料電池システム(国の補助を受けて設置したエネファーム) 一律4万円
- 定置用リチウムイオン蓄電池(太陽光発電システムと接続しているものに限る) 上限5万円

※蓄電容量1kWh(小数点第2位以下切捨て)あたり2万円を乗じ、1万円未満の端数は切捨て



※設置する住宅の新築・既築は問わない

※蓄電池に接続する太陽光発電システムの新設・既設は問わない

※対象機器はいずれも新品であること

予算総額

1,300万 (先着順。申請額が予算に達し次第終了。)

募集期間

令和2年7月1日(水)から令和3年3月31日(水)(必着)まで

国補助金の額の確定通知書、及び取得財産等管理台帳が不備の状態申請された場合、書類不足・不備の訂正期限は令和3年4月16日(金)(必着)です。

申請方法

設置**事後**の申請です。

書類提出先: **西宮市役所 環境学習都市推進課**

➤ 郵送の場合→〒662-8567 西宮市六湛寺町10番3号

※郵送の場合「西宮市役所 環境学習都市推進課」の部署名とともに朱書きで**補助金申請書在中**と明記してください。

➤ 窓口提出先→**西宮市役所(本庁舎)8階(86番窓口)**

※支所等での書類受領は行っていません。

※持参の場合、書類一式の受け取りのみ行い、その場での内容確認・審査は行いませんので、ご注意ください。

感染症の拡大防止及び窓口での混雑を避ける
為、郵送での提出にご協力をお願い致します。

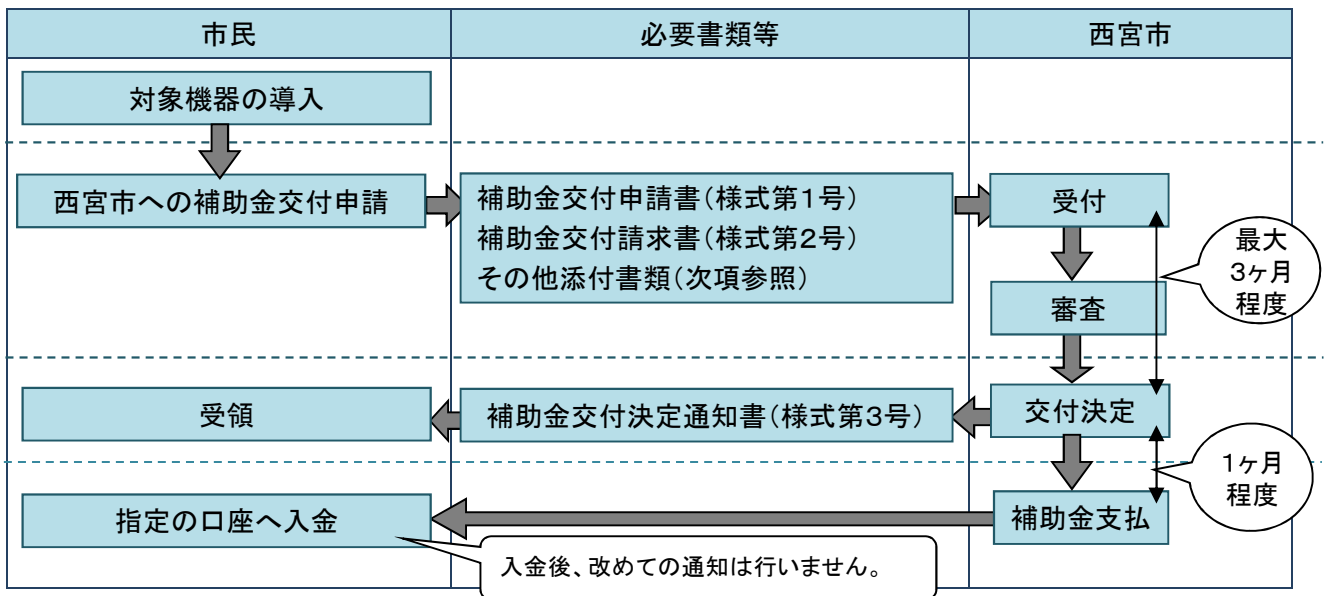
補助要件

※ 蓄電池のメーカー保証の開始日を導入日として扱います。

対象機器	交付要件	導入日の定義
共通要件	<ul style="list-style-type: none"> ① 市税の滞納がないこと。 ② 対象機器を令和2年4月1日から令和3年3月31日の間に導入すること。 ③ 対象機器が未使用(新品)であること。 ④ 市の調査及び市への報告に協力ができること。 	
燃料電池 (エネファーム)	<ul style="list-style-type: none"> ① 申請者は国(一般社団法人燃料電池普及促進協会)の補助を受けて、市内の住宅に燃料電池を設置した個人、又は設置された住宅を購入した個人であること。 	取得年月日(国の補助事業完了日)
定置用リチウムイオン蓄電池 (蓄電池)	<ul style="list-style-type: none"> ① 申請者は市内の住宅に定置用リチウムイオン蓄電池を設置した個人、又は設置された住宅を購入した個人であること。 ② 常時、太陽光発電システムと接続し、同システムが発電する電力を充放電できるリチウムイオン蓄電池であること。 ③ 蓄電池がメーカーの保証を受けていること。 ④ 蓄電容量の合計が1kWh以上であるもの。 ⑤ 国が実施する補助事業の対象機器として一般社団法人環境共創イニシアチブ(SII)に登録されているもの又はそれと同等の機器と認められるもの。 	メーカー保証の開始日(※)

申請の流れ

補助金の申請は、次のような流れで進みます。※書類に不備がある場合は、さらに日数を要します。



添付書類

補助金の申請に際しては、各機器や設置方法ごとに下表で示した添付書類を添付する必要があります。

(●印は必須。▲印は場合により必要。)

添付書類		蓄電池	燃料電池
1	住民票の写し（ <u>市外在住者の場合のみ</u> 。発行後3ヶ月以内のもの。）	▲	▲
2	導入場所における導入後の状態を示す写真 ① パワーコンディショナ、エネファーム、蓄電池等の機器全体が写ったもの ② パワーコンディショナ、エネファーム、蓄電池の型式・型番等に関する表示が読めるもの	●	●
3	工事請負契約書又は対象機器が導入された建物の売買契約書の写し（※1）	●	
4	領収書台紙兼販売証明書（市書式）	●	
5	蓄電池のメーカー保証書の写し（※2）	●	
6	令和2年4月以降の太陽光の発電量が確認できる書類 ※日付が表示されている発電中のモニター画面の写真、売電の検針票の写し等	●	
7	国（燃料電池普及促進協会）へ提出した補助事業完了報告書（兼取得財産等明細表）の写し（全3枚） FCA【様式第14または第15】		●
8	国（燃料電池普及促進協会）から交付を受けた補助金の額の確定通知書の写し FCA【様式第16】		●
9	国（燃料電池普及促進協会）から交付を受けた取得財産等管理台帳の写し FCA【様式第17】		●
10	その他市長が必要と認める書類 （補助金申請後、追加で指定書類をご提出いただく場合があります。）	▲	▲

※補助金申請書とすべての添付書類が同一名義である場合のみ交付対象です。（工事・売買契約書、領収書、国補助金の額の確定通知書等すべての添付書類の名義人が同一であり、市の補助金の申請者であること。）

※1 契約書等は発注者と請負者の双方が確認できる部分および蓄電池とその設置経費が確認できる部分の写しを添付してください。太陽光発電の新增設を伴う場合にはその設置・経費の記載がある部分についても添付してください。

※2 蓄電池のメーカー保証の開始日が確認できる書類（保証書の写し等）を提出してください。

申請の注意事項

よくお読みのうえ、申請してください。

申請書の提出について
<ul style="list-style-type: none">・申請書類および添付書類は返却しませんので、<u>一式の写し</u>を取り、保管してください。・下記の【書類提出先】まで、提出してください。
申請書類及び添付書類について
<ul style="list-style-type: none">・申請書類、添付書類及び記載内容等に不備がある場合は、受付せずに返却します。・印鑑について、<u>ゴム印・スタンプ印(シャチハタ印)は不可</u>です。また、<u>印鑑は訂正印も含め、すべて同じものを使用</u>してください。また、消えるボールペンで記入しないでください。・申請書類の訂正は、修正液等を使用せず、二重線で訂正し、同一の印鑑で訂正印を押印してください。・補助金交付請求書について、申請者と口座名義人が同一である必要があります。・<u>補助金交付申請書とすべての添付書類(工事・売買契約書、領収書、国補助金の額の確定通知書等)の名義人が同一</u>である必要があります。
申請期限について
<ul style="list-style-type: none">・提出期限は<u>令和3年3月31日(水)必着</u>です。お早めの設置・申請をお願いします。・<u>国補助金の額の確定通知書の写し、取得財産等管理台帳が不備の状態</u>で申請された場合、書類不備の訂正期限を令和3年4月16日(金)(必着)とし、<u>全ての書類が揃った段階</u>で審査を行います。・提出期限前であっても、予算枠に達した時点で受付を終了します。
対象機器の導入日について
<ul style="list-style-type: none">・補助の対象となる方は、対象機器を令和2年4月1日から令和3年3月31日の間に導入された方であり、対象機器の導入日は、2ページの「導入日の定義」に基づき審査します。
その他
<ul style="list-style-type: none">・個人情報保護のため、原則、申請者又は手続代行者以外の方への連絡やご説明はできません。申請書類の作成等、実質的に代行されている販売工事店、ハウスメーカー等の担当者であっても、申請書類に手続代行者としての記載がなければ、連絡・ご説明は致しません。また、申請書類内容に関し電話による確認を円滑に行うため、申請者に代わり<u>実質的に書類作成等</u>されている方が手続代行者になられるようお願いします。・補助金の交付を受けた方に対し、補助対象機器に関するデータの提供や市が実施する温暖化対策及びエネルギー施策に関してアンケート等のご協力をお願いさせて頂く場合がございます。

書類提出先・お問い合わせ

〒662-8567 西宮市六湛寺町10番3号

西宮市 環境学習都市推進課 (市役所本庁舎 8階 86番窓口)

電話:0798-35-3818 FAX:0798-35-1096 E-mail:vo_kangaku@nishi.or.jp

【お問合せ時間】

祝祭日・年末年始を除く月曜日～金曜日の9:00～17:00(12:00～13:00除く)